

令和4年11月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和4年11月29日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和4年11月29日(火) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦	税務課長	鳥居 孝文
住民生活課長	鈴木 知寿	福祉課長	平田 章浩

上下水道課長 岡本 教夫

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 豊久 議会書記 尾上 久美子

10 会議に付した事件

議案第77号 森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第78号 森町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第79号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第81号 森町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第82号 令和4年度森町一般会計補正予算（第11号）

議案第83号 令和4年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第84号 令和4年度森町水道事業会計補正予算（第1号）

< 議事の経過 >

議長

（中根 幸男 君）出席議員が定足数に達しておりますので、
ただ今から令和4年11月森町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

発言の際には、マスクを着用して発言してください。

また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、3番佐藤明孝君及び4番平川勇君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第77号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第6、議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案4件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君) ただ今一括して上程されました、議案第77号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの4議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、民間給与との較差等に基づき、給料月額、勤勉手当を引き上げる令和4年人事院勧告を受けた国の動向を踏まえ、改正するものでございます。

はじめに、議案第77号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年度12月期については、現行1.6月分を改正後は1.75月分とし、0.15月

分の引き上げを行うとともに、令和5年度の支給月数を6月期においては1.6月分を1.65月分、12月期においては1.75月分を1.65月分に改正するものであります。

次に、議案第78号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第79号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年度12月期については、現行2.15月分を改正後は2.25月分とし、0.1月分の引き上げを行うとともに、令和5年度の支給月数を6月期においては2.15月分を2.2月分、12月期においては2.25月分を2.2月分に改正するものであります。

最後に、議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例第1条につきましては、勤勉手当の支給月数を、本年度12月期の現行0.95月分を改正後は1.05月分とし、0.1月分の引き上げを行うものであります。

次に、別表第1及び別表第2につきましては、民間給与との較差を考慮し、月例給を引き上げた国の俸給表の改正に併せ、それぞれの給料表について引き上げを行うものであります。

次に、本条例第2条につきましては、令和5年度の勤勉手当の支給月数を6月期においては0.95月分を1.0月分、12月期においては1.05月分を1.0月分に改正するものであります。

また、一般職の職員の勤勉手当の支給月数の改正に併せ、再任用職員の支給月数を改正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

(中根 幸男 君) これから、議案4件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5 番議員

(川岸和花子 君) 川岸でございます。

民間給与との較差ということなんですけれども、どれぐらいの較差があるのかということが、どういう較差でこの変更になったかということが表現できれば教えていただきたいという点。

もう一点が、若年層の方への勤勉手当を上げるということも含めてちょっと理解しにくいので、その若年層の方へのどのように上がっているかというのを、説明ができればお願いしたいと思います。

議 長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えをいたします。

この人事院勧告につきましては、国家公務員と民間の給与を調査したうえで精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告をするものでございます。民間の1万1800事業所の約45万人の個人別給与の実地調査をいたしまして、この事業所につきましては、企業規模が50人以上かつ事業所の規模50人以上の事業所の実地調査をして、民間の給与を算定をしているわけでございます。この較差でございますけれども、月例給につきましては、民間給与921円、0.23パーセントの較差があったということで、この月例給につきまして、若年層への給料の改定をするということでございます。

また、ボーナスにつきましても0.10月分がマイナスになっていると。民間の支給割合が4.41月で、公務員の平均支給月数が4.30月でございましたので、その民間の4.41月に合わせるように、0.10月分を今回引き上げるということでございます。

若年層につきましては、20代から30歳代までの方の給料を上げるような形の給料表の改定になっております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 人事院勧告、国家公務員と民間企業の較

差ということですが、今、日本の労働者人口、非正規の職員とか、アルバイトやパート、また雇用形態も非常に複雑になっています。その人たちの給料というのは、大手企業に勤める正社員に比べればずいぶん低いというように言われている中で、そういった正規の職員を対象にした給与の較差というのは、少し私は人勧とはいえ矛盾があるかなと思う中で、森町の一般職員は労働者ということで、やっぱり地域のこの森町のために頑張っていたかなければいけない。そういう立場でいつも私は賛成をしてきたんですけれども、やはり議員や特別職、教育長の関係は、今これだけ物価が上がり厳しい中では、あえて人勧だからといって引き上げる必要はないと思うんですが、その人勧というものに対する認識をどのように捉えているか、町長にお聞きします。

議 長
町 長

(中 根 幸 男 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) ただ今の西田議員のご質問でございますが、まず職員は労働者であり、地域の森町のために頑張っているという評価をいただきましてありがとうございます。それに対して、片や特別職や議員はというご発言もありましたけれども、同様に地域のために、森町のために日々頑張っていると私は思っておりますし、また皆さんもそういう認識でおられるかと思えます。そこで敢えて一般職と議員の皆さん、特別職を区分するべきものではないと、そのようにまずは申し上げておきます。

それから、人勧をどのように捉えているかということですが、今回は森町職員、一般職、特別職、また議員の皆さんも含めての給与の報酬の改正ということですが、これまでも人勧により、国の人勧による国の動向を見ながら、それに合わせて森町職員、また特別職、議員の皆さんの給与について、報酬についても改正を行ってまいりました。これを森町独自で民間給与との較差を調査をして比較するということは、なかなか技術的にも能力的にも難しいところがございますので、これまでそういった意味で、ほぼおそらく全国どこの自治体でもその

ようにされているのではないかと思いますけれども、そういうことで一つの基準として人事院勧告に対する国の動向を基準として改正を行ってきたところであります。同様に今回の場合も、人事院勧告による国の動向を見ながら、それに合わせて改正をということで提案をさせていただいております。

議 長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) ちょっと誤解を招くような発言になってしまいましたが、職員と特別職、また教育長、また議員が働き方が違うような感じでとられたかもしれませんが、同じように頑張っていると思います。

ただし、それなりの報酬というものがもう既に支払われている中で、やはりそこは職員との差は当然あってもいいと思いますし、引き上げる場合も職員の場合はそれなりの引き上げをしていくべきだと思っておりますので、今の私の発言となりました。議員の皆さんも一生懸命やっているわけです。また、町長も教育長も一生懸命職務に邁進していると思いますが、やはり今、この経済状況の中ではそこを考慮すると、やはり町民に対する我々としては、なんでこの時期に引き上げるのかなというような思いもするので、お聞きしたわけです。

常に人勧が出た場合には下げるときは下げる、上げるときは上げるからいいんじゃないかという議論もありますが、しかし今の状況は本当に厳しい状況になっていると思います。その辺は町長も認識していると思いますので、もう一度お聞きしますが、今の経済状況の中では、どのように今の経済状況を町長が捉えているか、お答え願います。

議 長
町 長

(中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

(太田 康雄 君) 現在の経済状況をどう捉えているかという再度のご質問でございますが、ニュース等、新聞等でも報道されておりますように、コロナ禍に加えてウクライナ侵攻等による物価高騰、資源・燃料等の高騰があると認識をしております。先

ほども物価が上がり厳しいというご発言もありましたけれども、それは職員にとっても、議員の皆さんにとっても、また私共にとっても同様の経済環境の中で生活をしているわけでありまして、それは町民、国民どなたの及ぼす影響というものはさまざまでしょうけれども、同じ経済状況の中で生活をしているわけです。もちろん企業にとりましても、この状況をプラスとしているところもあれば、マイナスとしているところもある。それは一概に業態、あるいは業種、あるいは経営方針によっても異なるものでありますので、一概には言えないわけですがけれども、一般的に経済状況が厳しいということは十分理解されておりますし、私もそのように思っております。

そのような中で厳しい経済状況、物価高、燃料費高騰等のマイナス圧力と申しますか、そういったものは職員もそうですし、議員の皆さま方も、そして私共も同じようにその経済環境の中で生活しておりますので、同じように影響を受けていると考えております。それらの個々の状況、個々の置かれている環境を一つずつ精査をしながら報酬をどうするか、手当をどうするかということとその都度その都度検討していくというのは、なかなか困難であると思っておりますので、これまでも人事院勧告に基づいて、国の国家公務員の環境に変化があれば、町の職員も同じように改正をしていく、対応していくということで対応してまいりましたので、今回も同じように提案をさせていただいているところです。

議員の皆さま方も決して十分な議員報酬ではないと考えておりますけれども、それをこの厳しい経済状況の中で手当、月数を引き上げるといふことに対して、自信を持って申しますか、それを糧にこれからの議員活動に励んでいただきたいと思いますし、私共も同じようにそのように考えておりますので、こうして提案をさせていただいております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。
これから議案第77号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第77号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 (中根幸男君) 起立全員です。
したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第78号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第78号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
す。
(起立全員)

議 長 (中根幸男君) 起立全員です。
したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第79号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
す。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中 根 幸 男 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第80号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第81号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただ今上程されました、議案第81号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年12月から個人番号カードを利用して住民票の写し等を取得するコンビニ交付サービスの実施にあたり、より多くの町民の皆さまに利便性を実感していただくと同時に、証明書発行にかかる事務処理時間の削減や窓口の混雑緩和を推進するため、

全国のコンビニエンスストアの店舗に設置されている多機能端末機(マルチコピー機)から、所得・課税証明、印鑑登録証明書及び住民票の写しを取得する場合の交付手数料について、1通につき200円とする規定を加えるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) コンビニでマイナンバーカードを利用して受ければ200円ということですが、これってコンビニには手数料とかそういうものが入っていくんでしょうか。

議長 (中根幸男君) 鈴木住民生活課長。

住民生活課長 (鈴木知寿君) 住民生活課長です。ただ今の西田議員からのご質問にお答えをいたします。

このコンビニ交付にあたりまして、コンビニに手数料が入っていくのかというようなご質問かと思えます。こちらにつきましては、コンビニ交付ということでコンビニでマイナンバーカードを活用して証明書を発行した場合におきましては、利用者がその場で証明書を取得した場合に、確認をして発行、受領という形になった場合に、コンビニに200円お支払いをするという形になります。それでその部分でいきますと、200円がコンビニには、コンビニの店舗というよりもコンビニの本部等があるものですから、そちらにお金が入っていくという形になります。

あと、町から手数料ということで、1通あたり117円をお支払いをします。そういった形の中で、その差額で言いますと、83円が入るといったような形になります。

議長 (中根幸男君) 鳥居税務課長。

税務課長 (鳥居孝文君) 税務課長です。

今この関係で補足説明させていただきますと、200円を本人が払

うんですが、200円は森町に入ります。それで、コンビニ事業者
に手数料として117円を支払う形になります。ですので、117円が
コンビニ業者等の本部に払う金額という形になります。以上でご
ざいます。

議 長

(中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

4番、平川勇君。

4番議員

(平川 勇 君) 平川です。

今の件なんですけども、200円で117円をコンビニに払いますよ
と。これ全国共通ぐらいなんですか。森町独自なんですか。

議 長

(中根幸男君) 鈴木住民生活課長。

住民生活
課 長

(鈴木知寿君) 住民生活課長です。ただ今の平川議員の
ご質問にお答えをいたします。

全国の状況というようなご質問かと思えますけれども、全国的
に見ると、それぞれの自治体でどのようにこのコンビニに関する
交付手数料を考えてするかといったところを、各自治体で手数料
条例で定めるといったところになります。

例えば静岡県内でいきますと、現在35市町ありますけれども、
現在7市町でコンビニ交付の手数料の減額というのは実施をして
おります。それから、森町を含めまして14市町が実施を予定して
いるというような状況でございます。以上が全国、県内の自治体
の状況ということでございます。

議 長

(中根幸男君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君) ただ今の住民生活課長の答弁に少し補足
をいたしますけれども、コンビニ手数料について減額をしている
という発言がございましたが、これは窓口での交付手数料、先ほ
ど今回提案をさせていただいております所得・課税証明、印鑑登
録証明書及び住民票、これらを窓口で交付する場合には、手数料
として1通につき300円をいただいております。それに対して、
コンビニ交付を利用していただいた場合には200円ということ
でございます。

議長
4番議員

(中根幸男君) 4番、平川勇君。

(平川勇君) 町長の答弁、よくわかりました。

ということは、森町での収入は減りますよということになりますよね。私が聞きたいのは、これ117円というのは、各市町で皆金額が同じなんですか。各市町でコンビニでやる手数料というのは、200円は変わりませんよ。ただし、町からコンビニへ支払う金額117円は皆同じなんでしょうか、それを聞きたいんですが。

議長
住民生活
課長

(中根幸男君) 鈴木住民生活課長。

(鈴木知寿君) 住民生活課長です。ただ今の平川議員の再質問にお答えをいたします。

こちらにつきましては、業務手数料1通当たり117円というものにつきましては、各自治体とコンビニの運営主体が、地方公共団体情報システム機構、通常J-LISと呼ばれているところと締結をする形になりますので、その中でこの手数料というのが117円ということで、そこに約款に謳ってあるということですので、締結につきましては基本的には全国共通の117円という形になります。

それから、1通当たりの手数料が200円というのもどうなのかと、全国一律なのかといったところ。こちらにつきましては、各自治体でそれぞれ判断をして決めるといったところがございますけれども、今回、森町としては200円ということで提案をさせていただいております。こちらにつきましては、県の調査等でも、県内の自治体で概ねコンビニ交付をやっているところ、それから検討しているところにつきましては、コンビニでの発行につきましては、300円を100円減額して200円といったところで自治体がほとんどであるといったところの経緯もあります。以上です。

議長
4番議員

(中根幸男君) 4番、平川勇君。

(平川勇君) よくわかりました。

ということは、森町1年間でどのぐらい印鑑証明、住民票の請求があるのか。そうしますと、収入としてどのぐらいの減になる

のか。その辺もまた調べておいていただきたいと思いますので、また次回質問させていただきます。

議長
住民生活
課長

(中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。

(鈴木 知寿 君) 住民生活課長です。ただ今の平川議員のご質問及びご意見という形で、そちらについてお答えをいたします。

どのくらいのコンビニの発行率ということですが、これはスタートしてみないと現時点ではわかりませんが、既にもう近隣市町ではスタートしております。そういった中で情報をお伺いをしますと、大体8から12パーセントぐらいがコンビニでの交付というような率でお聞きをしております。そういったところを考慮しますと、おおよそ現在の窓口での申請件数のうちの10パーセント程度ぐらいは、コンビニでの交付に移行していくのかなということ考えております。

それから10パーセントになった場合、年間の発行枚数等を考慮しますと、そういったところで考慮していきますと、概ね手数料を考えますと、収入としては10万円程度が減少してくるといったような形になります。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 一点は、この機械を役場へ設置するというようなことは考えられませんか。

それともう一点は、今、窓口へ来ると300円ですよね、コンビニでは200円。この差額100円あります。窓口に来て200円というような手数料ということは、考えることはできませんでしょうか。

議長
住民生活
課長

(中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。

(鈴木 知寿 君) ただ今の西田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、役場へその機械を設置したらどうかといった一点目のご

質問でございます。こちらにつきましては、キオスク端末を使ってというようなところがございますので、現在のところはコンビニでの端末機を使って利用するといったところで、役場の庁舎内に設置するといったようなところについては、現在のところは考えておりません。

それから、手数料に関して窓口の交付手数料も200円にしたかどうかといったようなご質問かと思えます。こちらにつきましては、近隣の自治体等も合わせて300円という形になっております。それからコンビニ交付サービス、こちらにつきましては、マイナンバーカードの取得率の向上といったところの点もあります。そういったところも含めて、200円といったようなところで減額させていただくと。100円減額という形になっておりますので、窓口につきましては、現在のところはそこを100円減額するといったようなところは考えておりません。コンビニで極力取得をしていただく、マイナンバーカードの普及、あるいはコロナ禍の窓口の混雑対策、解消対策。それから一番大きな、先ほど言いましたけれども自治体DXの推進というようなところもございますので、コンビニで利便性を実感していただく。申請していただければ、皆さんがコンビニでの活用ができるといったようなところもございますので、その点につきましては、100円減額といったところで、コンビニのみということで現在は考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第81号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第82号「令和4年度森町一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただ今上程されました、議案第82号「令和4年度森町一般会計補正予算（第11号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ21,326千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,284,259千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7ページから22ページの各科目に計上いたしました職員給与費は、本年4月の人事異動に伴う年間見込額と、現予算額との過不足による調整及び本年8月の人事院勧告に基づく給料、手当の改正等に対応するための補正に加え、台風15号などの災害対応や、マイナンバーカードの交付、新型コロナウイルス感染症対応及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援を含む地方創生臨時交付金に関連する事業等々の本年度の特殊事情により、職員手当に含まれる時間外手当の予算に不足が見込まれるため追加をお願いするものと、職員共済組合等負担金の調整でございます。

また、7・8ページに計上いたしました議員期末手当につきましても、人事院勧告に基づく改正に伴う補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項1目、総務費国庫補助金1,262千円につきましては、個人番号カード交付事務費補助金で、マイナンバーカードの交付に関する事務費に対する国の補助金でございます。

19款1項1目、繰越金22,588千円の減額につきましては、歳出に対する財源調整としての計上でございます。

以上が、令和4年度森町一般会計補正予算（第11号）の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

（中根幸男君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

（川岸和花子君）今の説明で時間外手当のところだけある課が、15号の災害対応、マイナンバーカード等の対応ということで、時間外手当のある課だけ内容を教えていただきたいと思えます。例えば7・8ページの総務課さんとか、9・10ページの住民生活課さんはマイナンバーカードだと思うんですけども、国から60万、ではあとの46万はどうかとか、11・12ページの健康こども課さんの時間外手当等と思われること。あとは15号の対応だとは思いますが、時間外手当の内容を教えてくださいたいと思えます。

議長

（中根幸男君）佐藤企画財政課長。

企画財政

（佐藤嘉彦君）企画財政課長です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えをいたします。

課長

それでは事項別明細のページに沿って、説明をさせていただきますと思えます。

まず、7・8ページの2款1項1目、総務課0001職員給与費。この中の職員諸手当でありますけども、この中に時間外手当というものが計上されてございます。主な理由といたしましては、防災課における台風対応、あるいは情報管理係におけるDXの計画

の策定等で当初の見込み以上に時間外が見込まれる見込みであるということで計上をしております。

続きまして、企画財政課のところでございますけれども、職員諸手当が646千円とありますけれども、この中でも時間外手当というものが計上してございます。コロナの交付金の事業に関する予算編成でありますとか、あるいは台風に関する専決、あるいは予算編成に関わる事務。それから、地方交付税の検査というのが今年度森町があたりまして、その検査に対する受験に係る事務準備等が予算不足として計上されているというところがございます。

9・10ページですけれども、一番上の説明欄で説明させていただきますが、税務課の職員諸手当。こちらにつきましても、時間外が計上されております。これにつきましては、災害に伴う罹災であるとか、被災証明への対応。それから、課税データについて全件チェックといったものを今年度やっていくということでございましたので、こういったところで時間外が必要になるというところがございます。

続きまして、住民生活課の職員諸手当。こちらの中身でございますが、これにつきましてはマイナンバーカードに関する事務と、あと通常業務に関する業務、こういったものを合わせて時間外として計上しているということでございます。特にマイナンバーカードにつきましては、夜間であるとか日曜の開庁業務というのがございますので、そういったところでマイナンバーカードの普及促進に向けて努めていると。そういったところで時間外が発生をしてくるというところがございます。

続きまして、その下の企画財政課の職員諸手当でございますけれども、ここにつきましても時間外が計上されております。コロナ禍ではございますが、イベントが徐々に復活をしてきているといったことで、取材の件数等も増となっておりますので、そういったところで夜間でありますとか、休日、祝祭日等に取材等へ出か

けるということが多くなってきたということで時間外を計上して
ございます。あとはマスコミとの懇談会というものも10月からス
タートさせていただいておりますので、そういったところの資料
収集、あるいはマスコミへの資料提供等に関する事務といったと
ころで時間外が発生しているというところでございます。

続きまして、ページを跨ぎますが9・10から11・12ページのと
ころですけども、福祉課の一番上の諸手当というところでは、こ
こにつきましては、時間外におきましては災害救助法に関する事
務であるとか、あるいはコロナに関する対応の支援事務、あるい
は次期介護保険計画、そういったものへの取組ということで時間
外を計上をしているというところでございます。

それから、12ページの一番下の健康こども課というのがござい
ますが、こちらも時間外を計上してございます。民間の保育園の
施設整備に関する事務であるとか、コロナの対応の事務。それか
ら、幼稚園に関する事務というのも機構の再編に伴いまして新た
に発生をしているというところでございます。あとは、それぞれ
ケース対応というのがなかなか困難化しているということもあつ
て、一つ一つのケースに時間を要するというところで、時間外が
発生をしているというところでございます。

それから、13・14ページの一番上のところの健康こども課。こ
れ衛生費の関係ですけども、こちらの諸手当にも時間外が計上さ
れております。これにつきましては、台風15号に伴う被災者への
健康被害への対応といった相談業務であるとか、あるいはコロナ
のワクチン接種の事務が通常事務に加えて発生しているものです
から、そういったところで通常業務がだいぶしわ寄せをしている
というところで時間外が発生をしていると。

それから、その次の住民生活課。これは清掃総務費の職員諸手
当のところでございますが、ここにつきましても時間外を計上し
ております。一つは災害対応、あるいは苦情等で夜間であるとか
休日等で対応が多く見られるというところでございます。

そして、一番下の産業課、農業総務費。こちらの職員諸手当でございますが、これにつきましては、台風に係る災害復旧事務、あるいは災害の査定に対する受検の事前の準備、当日の対応等々、今後発生が見込まれるというところでございます。

それから15・16ページでございますが、産業課、林業総務費の職員諸手当です。これにつきましても先ほどと同様、台風15号に対する災害復旧の対応、それから災害の査定を受検ということで時間外が必要となるというところでございます。

続きまして、その下の商工総務費の産業課職員諸手当ということでございます。こちらの時間外につきましては、土日であるとか、あるいは祝日のイベントがやはり少しずつ復活をしてくているということで、そういったところに対する業務の増。それから、コロナの交付金の関連事業であるとか、あるいはアクティ等での災害対応といったところで時間外が発生をしているというところでございます。

それから建設課、これは土木総務費ということでございますが、こちらの職員諸手当につきましては、これも産業課の林業、あるいは農業とほぼ同じでございますが、台風15号の災害対応、あるいはこちらの諸手当の中には定住推進課分も入っておりまして、守山1団地の外壁工事といったものに係る事務というものが発生をしているというところでございます。

それから17・18ページですが、建設課、道路橋梁総務費。こちらの職員諸手当でございますけれども、これにつきましても台風15号の災害対応。それから、7月に豪雨が発生をいたしまして、それに対する災害対応。それから7月豪雨と9月の台風のそれぞれの災害査定に対する受検の事務といったものが発生しておりますので、ここで時間外というものを計上しております。

それから、同じく建設課ですが都市計画総務費。こちらの職員諸手当でございますけれども、こちらの時間外につきましても台風15号の災害対応、あるいは新田赤松線に関する用地交渉等で通常

の勤務時間外での事務というものが発生しているということで、時間外を計上させていただいているところであります。

それから19・20ページで説明いたしますと、一番上の健康こども課の幼稚園費とありますけども、こちらの職員諸手当でございます。これにつきましては、預かり保育を充実をさせていただいておりますので、そういった関係で勤務時間外の業務が増えているというところでございます。

それから、学校教育課を飛びまして、一番下の社会教育課、社会教育総務費でございます。こちらの職員諸手当でございますが、これにつきましても、文化振興関係のイベントが徐々に復活しつつあるということで、そういった業務に関する時間外というものが発生をしていくということでございます。一般会計におきましては、以上となります。

議 長 (中根幸男 君) ここでしばらく休憩します。

(午前10時33分 ~ 午前10時40分 休憩)

議 長 (中根幸男 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 質疑の途中で失礼をいたします。

先ほど申し上げました、議案第82号「令和4年度森町一般会計補正予算(第11号)」の提案理由の説明の際に、歳入について、19款1項1目繰越金と申し上げましたが、正しくは20款1項1目繰越金でしたので、お詫び申し上げますとともに訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 (中根幸男 君) 5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子 君) 企画財政課長の説明で、時間外手当の詳しいことがわかりまして、町の職員の方が時間外で頑張っていたということがすごくわかって良かったと思います。それで、時間外手当がついているその科目にも関わらず、マイナスになっているということは、その人の移動とかがあって、プラスマイナス

スするとマイナスになるということではないでしょうかということが一点。

あと11・12ページの民生費の1項4目、老人福祉費の繰出金、介護保険事業費の繰出金、地域支援事業繰出金、包括的支援事業等がマイナス954千円ということの説明をお願いします。

議 長
企画財政
課 長

(中根幸男君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤嘉彦君) 企画財政課長です。川岸議員の再質問にお答えをいたします。

初めの職員諸手当が時間外手当が計上されているが、結果としてマイナスになるようなところもあるというところがございます。それにつきましては、先ほどお話をさせていただいたとおり、例えば他の手当でマイナスがあり、時間外がプラスがあり、その加減で結果においてプラスになったり、あるいはマイナスになったりということがございますので、その点をご指摘のとおりでございます。以上です。

議 長
福祉課長

(中根幸男君) 平田福祉課長。

(平田章浩君) 福祉課長です。川岸議員の再質問の二点目にお答えをさせていただきます。

11・12ページの3款1項4目、老人福祉費のマイナス954千円につきましては、議案第83号の介護保険特別会計補正予算(第2号)のところに出てまいりますけども、介護保険特別会計補正予算において、4,956千円の減額を上程させていただいております。この4,956千円につきましては、それぞれ負担割合があります。国、県、町、それから第1号被保険者の負担割合がそれぞれ決まっております、町の負担割合分を減額をするということで954千円ということですので、介護保険事業費への繰出金を954千円減額をするといったようなものでございます。以上です。

議 長

(中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝君) 佐藤です。お願いします。

諸手当の関係です。これは時間外勤務手当ということで説明を受けましたが、この諸手当の中には、例えば危険手当等は含まれていないのか。そして、例えば防災課とか建設課、産業課さんの職員の皆さまが、今回の7月の台風、9月の豪雨等で被害等が発生したその現場臨場をいち早くした際の危険手当等、こういったものは一切含まれていないのかということ。以前もうかなり前になりますが、佐久間の原田橋という橋が崩壊しました。このときに、浜松市役所の職員の方が2名亡くなっているんですね。やはりああいった危険な場所等へ、森町の職員の方も現場臨場されるという可能性もあると思います。そういったことを考慮したうえで、時間外だけではなく、その危険の認知度というようなところも一つ算定していただいて、諸手当に含んではどうかということを考えますが、これについてのお考えをお聞きしたいと思います。

議長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。ただ今の佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

今回、補正予算で計上をしている職員諸手当の内訳でございますけども、扶養手当、住居手当、それから通勤手当、それから時間外手当、管理職手当、期末勤勉手当、それから児童手当といったものが職員の諸手当の内訳になっておりまして、危険手当については含まれておりません。以上です。

議長
3番議員

(中根 幸男 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤 明孝 君) 今のお話ですと、やはり実際危険な場所に出向くということに対しての手当的なものとか、そういった意味での職員さんの身を守るといった意味でも、危険手当の設定は必要じゃないかなって思いますけれども、補正にそういったものを加えるというようことはできないんでしょうか。

議長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。ただ今の佐藤議員のご質問

問にお答えをいたします。

危険手当につきましては、条例で支給できる内容というものが決まっております。今回のこの台風等については、その条例に定められているところの支給できる要件からは外れているものです。職員諸手当の中には特殊勤務手当等のそういったところの項目もありますので、そういう条例に該当するような手当に出役した場合については、支給されるということになっております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 一点だけ。歳入の5・6ページで、個人番号カード、マイナンバーカードですけども、交付事務費補助金というのがあります。それこそ当初予算から補正11号まで次々にこの個人番号カードの補助金が出てきているわけですけども、今この個人番号カードは任意と言われていながら、全国の市町では躍起になって増やそうとしているみたいですけども、何かこれペナルティというのがあったりするんですか。昨日、今日だかの新聞に、原発の避難をするときにこのマイナンバーカードを使ってとかと言われていて、無茶苦茶なことを言っているというように専門家が言っていますけども、何かそういうペナルティがあるんですかね。

それと、職員の負担が相当かかっていると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議 長

(中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。

住民生活
課 長

(鈴木 知寿 君) 住民生活課長です。ただ今の西田議員のご質問にお答えをいたします。

マイナンバーカードは、国では推進しているけれども強制ではないのではないかと。そこに対する何かペナルティみたいなものがあるのかといったようなご質問かと思えます。国から町に対して特にペナルティといった明確なものは今のところありません

れども、定期的にどのぐらい取得しているのかといったところの一覧表と申しますか、自治体ごとの取得率の一覧表というのは定期的に情報が入っております。それから、実際の取得率、あるいは伸び率、そういったところで芳しくないというか、そういった自治体については、一部フォローアップ団体ということで国が指定をして、少し現状とかというのを聞き取り調査をしているといった自治体も一部出てきているというようなことは聞いております。当町につきましては、特にそういった団体というところでは該当しておりませんので、特に何かペナルティを受けているといったところはありません。

あと職員の負担といったところでございますけれども、こちらにつきましては、マイナポイント、任意の申請に対する交付の補助、あるいは今マイナポイントの第2弾ということでやっておりますけれども、そういったことをご希望がある住民の皆さんに対しては、そういったところのポイントの助成、お手伝いをしているといったようなところで、当然そういったところが通常業務にプラスされているものですから、負担というか職務なものですから、やむを得ないところもありますけれども、そういったところが時間外になって表れているといったところがございます。以上です。

議 長
町 長

(中 根 幸 男 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 個人番号カードの普及率、取得率について、ペナルティがあるかというご質問でございますが、そういったものについては承知はしておりません。

それから、先ほども条例改正の議案をお認めいただきましたけれども、コンビニ交付につきましても、マイナンバーカードを持っていなければ、そのサービスは受けられないということです。今、自治体DXを推進しておりますけれども、それによって住民サービスが向上していくということに繋がるわけですが、その住民サービスを受けるためにはマイナンバーカードが必要だということ

ですので、町としても取得について広報をさせていただいております。

そして、それが負担になっているかいないかということにつきましては、確かに従来これまでにない業務ですので、業務が増えているということがありますけれども、しかし、住民の皆さんがマイナンバーカードを取得しようということで窓口に来てくださる、そのことによって確かに業務は増えていますが、それは否定するものではありませんし、住民の皆さんが望む行為に対して町が対応していると理解をしております。

議 長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第82号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第83号「令和4年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第83号「令和4年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、

提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,956千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,295,954千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、3款3項1目、包括的支援事業費4,956千円の減額につきましては、本年8月の人事院勧告に基づく給料、手当の改正等と、職員の育児休業による給料及び職員手当等の減額、それに伴う共済費の減額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、3款2項3目、地域支援事業交付金1,909千円、5款3項2目、地域支援事業費交付金955千円、7款1項3目、地域支援事業繰入金954千円のそれぞれの減額につきましては、歳出の包括的支援事業費の減額に伴い法定分の交付金等を減額するものでございます。

8款1項1目、繰越金1,138千円の減額につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、令和4年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 「討論なし」と認めます。

これから議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願いま

す。

(起 立 全 員)

議 長

(中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第84号「令和4年度森町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただ今上程されました、議案第84号「令和4年度森町水道事業会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、当初予算第3条、収支的収入及び支出の予定額及び当初予算第4条、資本的収入及び支出の予定額、それぞれの人件費におきまして、本年4月の人事異動及び本年8月の人事院勧告に伴う補正をお願いするものでございます。

予算書1ページ及び2ページをご覧ください。

補正予算第2条は、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額を改め、第1款第1項営業費用を326千円増額するものでございます。

次に、1ページ及び3ページをご覧ください。

補正予算第3条は、当初予算第4条中、資本的支出の予定額を改め、第1款第1項建設改良費を283千円増額するものでございます。

次に、予算書1ページ、補正予算第4条は、当初予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、3条予算、4条予算の人件費増減額の合計609千円を増額するものでございます。

それでは補正の概要を申し上げますので、附属資料の1・2ペ

ージをご覧ください。

収益的収入及び支出の明細であります。支出について、職員3名分の人件費計326千円の増額をお願いするものでございます。

次に、附属資料の3・4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の明細であります。支出について、職員2名分の人件費283千円の増額をお願いするものでございます。

ただ今申し上げました提案理由の中で、一点修正をさせていただきます。

冒頭申し上げました本案は、当初予算第3条、収支的収入及び支出の予定額と申し上げましたが、正しくは収益的収入及び支出の予定額でしたので、訂正をさせていただき、お詫びを申し上げます。

以上申し上げまして、令和4年度森町水道事業会計補正予算(第1号)の提案理由の説明といたします。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

(中根 幸男 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) わからないので質問させていただきます。

収益的支出の給料3名分ということで44千円の減になっていること、手当は363千円ということです。資本的支出は2人分で、給料が596千円で、手当は365千円の減ということで。きっといろんな計算式があると思うんですけども、なぜこうなのかなということを知りやすく説明できたらお願いします。

議 長

(中根 幸男 君) 岡本上下水道課長。

上下水道

(岡本 教夫 君) ただ今の川岸議員のご質問にお答えいたします。

課 長

44千円の減額ということでございますけれども、人事異動に伴いますものによりますが、元いた職員より3条の職員として配属された者が、今回、基本給が前任者より低い者が配属されたとい

うことで、この給料が44千円の減額となっております。逆にプラスになっている要因としましては、その現職員は結婚しております子供も2人いるといったことで、扶養手当等がその分プラスになっているという要因が主な理由かと思えます。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第84号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年11月森町議会臨時会を閉会します。

(午前11時07分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和4年11月29日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上